

## 第2号様式

## 随意契約の内容の公表

担当部課	企画部情報政策課														
契約締結年月日	令和7年4月1日														
事業名	令和7年度健康管理システムの標準化・共通化対応委託業務														
業務の概要	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）に基づく健康管理システムの改修対応														
契約金額（税込）	14,685,000円 ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。														
契約の相手方	トーテックアメニティ株式会社														
根拠規定	<p><b>地方自治法施行令第167条の2第1項</b> (該当する□欄に印をつけること)</p> <table border="1"> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 第2号</td><td>その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 第3号</td><td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 第5号</td><td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 第6号</td><td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 第7号</td><td>時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 第8号</td><td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 第9号</td><td>落札者が契約を締結しないとき。</td></tr> </table>	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。	<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。	<input type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。	<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。	<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。	<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。	<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。
<input checked="" type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。														
<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。														
<input type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。														
<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。														
<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。														
<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。														
<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。														
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業は、各事業者が標準仕様に準拠して開発したシステムを自治体が使用するものであり、標準仕様に準拠して開発したシステムを使用するに当たっては、標準システムでも現在の運用のまま業務が可能か、システムに合わせて運用方法を変えなければいけないかを明らかにする（Fit & Gap）必要がある。Fit & Gap を実施するに当たり、既存システムの保守事業者でないと現在の運用方法の把握ができない。また、情報システム標準化の移行に関するスケジュール、職員の負担、コスト面等を勘案すると、他の事業者では情報システムの標準化・共通化に係る事業を履行することができないため随意契約とする。														

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、企画部情報政策課です。